

資料編

資料1 第二次品川区環境計画策定懇談会の開催概要	92
資料2 主な環境関連法律	94
資料3 進行管理チェックシート	100
資料4 環境に関するアンケート結果	102
資料5 用語解説	125

資料1 第二次品川区環境計画策定懇談会の開催概要

■ 第二次品川区環境計画策定懇談会 委員名簿

氏名（敬称略、順不同）		区分	所属
会長	吉岡 茂	学識経験者	立正大学 副学長・地球環境科学部 教授
副会長	山際 康之		東京造形大学 教授・学校法人理事 特定非営利活動法人エコタウンしながわ 理事長
委員	森川 高志		関東学院大学 人間環境学部 非常勤講師 品川区廃棄物減量等推進審議会 前会長
委員	高林 正敏	区内関係団体	品川区町会連合会 会長
委員	小平 貞子		品川生活学校 会長 品川区消費者団体連絡会 代表
委員	松浦 啓雄		東京商工会議所 品川支部 副会長 （株式会社東京鋸製作所 代表取締役）
委員	中村 義輝		大崎工場協会 専務理事
委員	浦山 嗣雄		品川区商店街連合会 会長
委員	石川 健治		環境活動推進会議 委員
委員	吉野 賢一	区内事業者	日本ペイント株式会社 東京事業所 マネージャー
委員	服部 茂		株式会社イトーヨーカ堂 大井町店 販売促進部長
委員	大野 潤一		株式会社大井開発 取締役社長
委員	関 聡史		東京急行電鉄株式会社 鉄道事業本部 事業統括部 企画課 課長
委員	吉江 秀哉		株式会社ローソン 社会共生ステーション 環境推進マネジャー
委員	野々目 一也		東京電力株式会社 品川支社 副支社長兼環境担当
委員	近藤 俊幸		東京ガス株式会社 南部支店 副支店長
委員	保坂 駒雄	区民	公募区民
委員	岩城 英規		公募区民
委員	徳島 政治		公募区民
委員	片田 友昭	区職員	都市環境事業部 部長

■ 策定の経緯

	環境計画策定懇談会	環境対策庁内会議	区民参加
平成 24 年			
4 月			
5 月			区民・事業者 アンケート (5/15~6/4)
6 月	第 1 回 環境計画策定懇談会	第 1 回 環境対策庁内会議	} 区内事業者への ヒアリング
7 月	第 2 回 環境計画策定懇談会		
8 月	第 3 回 環境計画策定懇談会	第 2 回 環境対策庁内会議	
9 月	第 4 回 環境計画策定懇談会		
10 月	第 5 回 環境計画策定懇談会		
11 月		第 3 回 環境対策庁内会議	
12 月			パブリックコメント (12/12~1/10)
平成 25 年			
1 月	第 6 回 環境計画策定懇談会		
2 月		環境対策推進会議	
3 月			

資料2 主な環境関連法律

分類	法令	公布日及び最終改正
環境全般	環境基本法	平成 5 年 11 月 19 日公布 平成 24 年 6 月 27 日最終改正
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成 23 年 8 月 30 日公布 平成 24 年 6 月 27 日最終改正
公害	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	昭和 46 年 6 月 10 日公布 平成 23 年 6 月 24 日最終改正
大気環境	大気汚染防止法	昭和 43 年 6 月 10 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	自動車 NO _x ・PM 法 (自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)	平成 4 年 6 月 3 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	ダイオキシン類対策特別措置法	平成 11 年 7 月 16 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	平成 17 年 5 月 25 日公布
水環境	水質汚濁防止法	昭和 45 年 12 月 25 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	河川法	昭和 39 年 7 月 10 日公布 平成 23 年 12 月 14 日最終改正
	工業用水法	昭和 31 年 6 月 11 日公布 平成 12 年 5 月 31 日最終改正
	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	平成 21 年 7 月 15 日公布 平成 23 年 6 月 15 日最終改正

分類	法令	公布日及び最終改正
化学物質	PCB 特別措置法 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)	平成 13 年 6 月 22 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	PRTR 法 (環境汚染物質排出管理改善促進法)	平成 11 年 7 月 13 日公布 平成 14 年 12 月 13 日最終改正
騒音	騒音規制法	昭和 43 年 6 月 10 日公布 平成 23 年 12 月 14 日最終改正
振動	振動規制法	昭和 51 年 6 月 10 日公布 平成 23 年 12 月 14 日最終改正
悪臭	悪臭防止法	昭和 46 年 6 月 1 日公布 平成 23 年 12 月 14 日最終改正
エネルギー	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法	平成 5 年 3 月 31 日公布 平成 23 年 6 月 24 日最終改正
	新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法	平成 9 年 4 月 18 日公布 平成 21 年 7 月 8 日最終改正
	省エネ法 (エネルギーの使用の合理化に関する法律)	昭和 54 年 6 月 22 日公布 平成 23 年 6 月 24 日最終改正
	エネルギー政策基本法	平成 14 年 6 月 14 日公布
	バイオマス活用推進基本法	平成 21 年 6 月 12 日公布
	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律	平成 21 年 7 月 8 日公布
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	平成 23 年 8 月 30 日公布 平成 24 年 6 月 27 日最終改正

分類	法令	公布日及び最終改正
廃棄物・リサイクル	循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月 2 日公布 平成 24 年 6 月 27 日最終改正
	廃棄物処理法 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	昭和 45 年 12 月 25 日公布 平成 24 年 8 月 1 日最終改正
	容器包装リサイクル法 （容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）	平成 7 年 6 月 16 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	家電リサイクル法 （特定家庭用機器再商品化法）	平成 10 年 6 月 5 日公布 平成 23 年 6 月 24 日最終改正
	建設リサイクル法 （建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）	平成 12 年 5 月 31 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	食品リサイクル法 （食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）	平成 12 年 6 月 7 日公布 平成 19 年 6 月 13 日最終改正
	自動車リサイクル法 （使用済自動車の再資源化等に関する法律）	平成 14 年 7 月 12 日公布 平成 24 年 8 月 1 日最終改正
	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法	平成 23 年 8 月 18 日公布 平成 23 年 12 月 16 日最終改正
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	平成 25 年 4 月 1 日公布（予定）
資源の有効利用	グリーン購入法 （国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	平成 12 年 5 月 31 日公布 平成 15 年 7 月 16 日最終改正
	資源の有効な利用の促進に関する法律	平成 3 年 4 月 26 日公布 平成 14 年 2 月 8 日最終改正
	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律	平成 20 年 5 月 28 日公布 平成 22 年 4 月 9 日最終改正

分類	法令	公布日及び最終改正
温暖化	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 10 年 10 月 9 日公布 平成 23 年 6 月 24 日最終改正
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	平成 19 年 5 月 23 日公布
	都市の低炭素化の促進に関する法律	平成 24 年 12 月 4 日公布
環境アセスメント	環境アセスメント法 (環境影響評価法)	平成 9 年 6 月 13 日公布 平成 23 年 12 月 14 日最終改正
自然環境	自然環境保全法	昭和 47 年 6 月 22 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	自然公園法	昭和 32 年 6 月 1 日公布 平成 14 年 4 月 24 日最終改正
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	平成 4 年 6 月 5 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成 14 年 7 月 12 日公布 平成 23 年 12 月 14 日最終改正
	自然再生推進法	平成 14 年 12 月 11 日公布
	森林法	昭和 26 年 6 月 26 日公布 平成 24 年 6 月 27 日最終改正
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	平成 15 年 6 月 18 日公布 平成 19 年 3 月 30 日最終改正
	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	平成 20 年 5 月 16 日公布
	生物多様性基本法	平成 20 年 6 月 6 日公布
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	平成 16 年 6 月 2 日公布 平成 17 年 4 月 27 日最終改正
土壌環境	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	昭和 45 年 12 月 25 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	土壌汚染対策法	平成 14 年 5 月 29 日公布 平成 23 年 6 月 24 日最終改正
環境教育	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	平成 15 年 7 月 25 日公布
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	平成 15 年 7 月 25 日公布 平成 23 年 6 月 15 日最終改正
工場立地	工場立地法	昭和 34 年 3 月 20 日公布 平成 23 年 12 月 14 日最終改正

分類	法令	公布日及び最終改正
条例 (東京都)	環境確保条例 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)	平成 12 年 12 月 22 日公布 平成 13 年 12 月 26 日最終改正
	東京都環境基本条例	平成 6 年 7 月 20 日公布
条例 (品川区)	品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例	平成 15 年 3 月 31 日公布
	品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例	平成 11 年 12 月 10 日公布 平成 20 年 3 月 31 日最終改正
	品川区みどりの条例	平成 6 年 3 月 30 日公布 平成 14 年 3 月 29 日最終改正
	品川区景観条例	平成 22 年 7 月 8 日公布 平成 24 年 3 月 26 日最終改正
	品川区対象区域における特定工場の緑地面積率等に関する条例	平成 24 年 12 月 10 日公布

資料 3 進 行 管 理 チェ ッ ク シ ャ ー ト

施策の方向性	指標	基準値	実績値(達成度%)												目標値	備考
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34			
			2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022			
基本目標1 持続可能な地域社会を実現する（地球環境）																
低炭素社会を実現する	①地球温暖化を防ぐ仕組みを作る	品川区のCO ₂ 排出量	1,765千t-CO ₂ (H18)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	1,324千t-CO ₂ (H32)	注1 注2
	②日常の生活における温室効果ガスの排出を減らす	一世帯当たりの品川区の家庭部門CO ₂ 排出量	2.6t-CO ₂ /世帯 (H21)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	1.7t-CO ₂ /世帯 (H32)	注2 注3
	③低炭素のまちをつくる	公共施設への再生可能エネルギー導入量	23施設 (H24)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	平成34年度までに導入施設数の増	
	④みんなで地球温暖化対策に取り組む	地球温暖化防止に関する環境講座の継続的な開催	年2回開催	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	年2回以上開催 (1回当たりの受講者数20人以上)	
	⑤ごみの発生抑制を推進する	区民一人一日あたりの収集ごみ量	567g/人・日 (H23)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	440g/人・日 (H34)	
循環型社会を実現する	⑥リサイクルを推進する	資源化率	26% (H23)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	31% (H34)	
	⑦情報提供と区民参画を推進する	保育園・幼稚園：27園 小学校：11校	保育園・幼稚園：27園 小学校：11校	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	継続して実施	
	⑧きれいなまちを目指す	世論調査などによる環境意識アンケート	—	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	環境満足度の向上	
基本目標② 水とみどりがつなぐまちを実現する（自然環境）																
①水とみどりを守り育てる	河川における環境基準の達成状況	全地点において環境基準	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	環境基準達成を維持	
②水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる	水辺に親しめる空間の整備・開放	—	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	5ヶ所以上（新規） (H33)	注4
③品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす	みどり率の増加	21.2%(H21)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	22.6% (H33)	注5
④みんなでみどりを育む			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		

施策の方向性	指標	基準値	実績値(達成度%)											目標値	備考	
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34			
			2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022			
基本目標③ 健全でやさしい生活環境を実現する(生活環境)																
①すこやかなくらしを守る	大気測定局における環境基準の達成状況	3局中2局で達成	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	注6
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
基本目標④ 快適で豊かなまちをみんなで伝え創り育てる(快適環境)																
①人にやさしい地域づくりを目指す	放置自転車・放置バイクの撤去台数	21,119台(H23)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	注7
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	前年比減を毎年継続(H34)
②魅力ある街並みをつくる	景観「重点地区」の指定地区数	1地区(H24)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	4地区(H30)
共通目標 環境教育・環境コミュニケーションを充実する(共通)																
①区として率先して環境保全活動に取り組む	庁舎などからの単位 床面積あたりのCO ₂ 排出量	0.0364t-CO ₂ /㎡(H21)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	注8
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0.0346t-CO ₂ /㎡基準年比で5%減(H29)
②パートナーシップを育てる	エコパワーカンパニーの認定事業所数	46事業所(H23)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	注9
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	平成34年度までに認定事業所数の増
③環境学習を推進する	体験型の環境学習 機会の提供	未実施	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	注10
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	年間1回以上 開催

注1) 品川区地球温暖化対策地域推進計画の目標値を採用しました。本目標値は、国が作成した目標達成に向けたロードマップに基づき設定したものであるため、国の目標が変更された場合は、速やかに見直しを検討します。

注2) CO₂の排出量について、区の確定値が得られるのは当該年の「2年後」となっています。したがって、計画終了時点（平成34年度）で評価に利用できる値は平成32年度の値に設定します。

注3) 品川区で平成23年度に実施した「節電コンテスト」では、参加世帯の7月～9月の平均削減率は、前年比約35%減を達成しました。この結果を受け、電力だけでなくガスなども含め、品川区の家庭部門から排出される一世帯当たりのCO₂を35%削減することを目標として設定します。

注4) 「水辺に親しめる空間」とは、河川や運河を活用した親水空間を指します。

注5) 「水辺に親しめる空間」とは、河川や運河を活用した親水空間を指します。

注6) 平成23年時点で、大井中央陸橋測定局の「二酸化窒素」が環境基準を超過。

注7) 放置自転車・放置バイク「ゼロ」が最終的な目標です。しかし、自転車等駐車場を整備できるスペースが限られているなどの理由により、即座に「ゼロ」を達成することは困難であるため、毎年、着実に撤去台数を減らすことを目標としました。

注8) 品川区地球温暖化防止対策実行計画（第三次）の目標値。

注9) 品川区では、環境ISOの導入や環境にやさしい事業活動に率先して取り組む事業所を「エコパワーカンパニー」に認定しています。認定による特典の見直しなど、より魅力的な制度とすることで、今まで以上に多くの事業者の活用を促し、目標の達成を目指します。

注10) 「重点プロジェクト5 体験型環境学習の充実プロジェクト」と運動した指標です。

資料 4 環境に関するアンケート結果

(1) アンケートの実施概要（再掲）

区民および事業者を対象に実施した環境に関するアンケートの実施概要および回収率などは下表に示すとおりです。

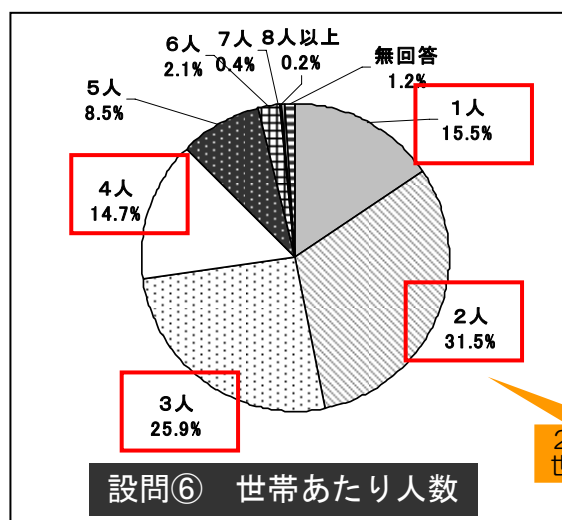
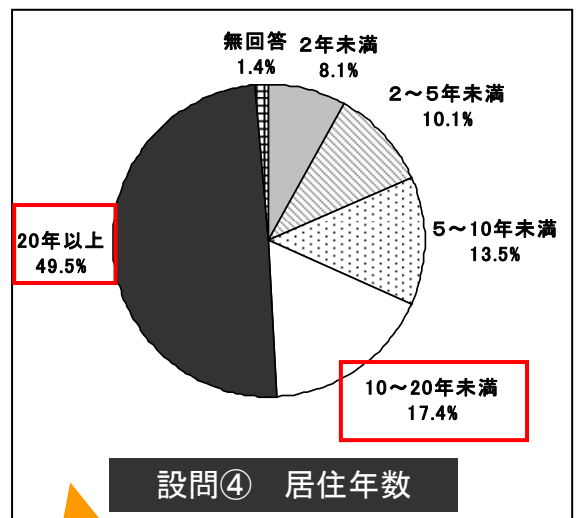
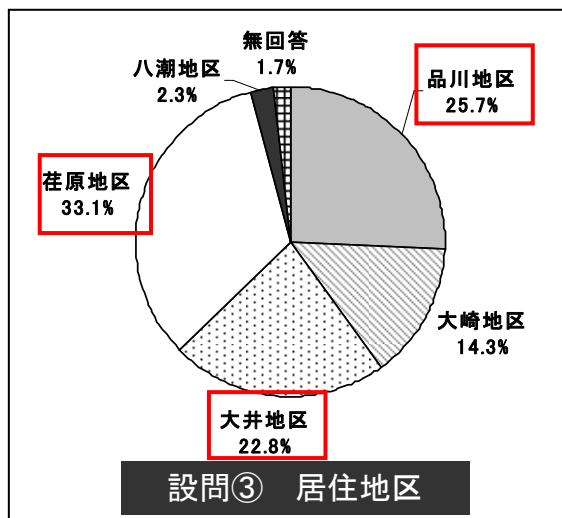
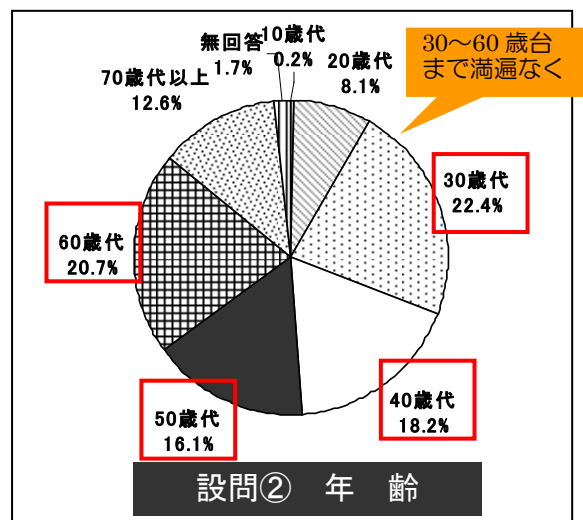
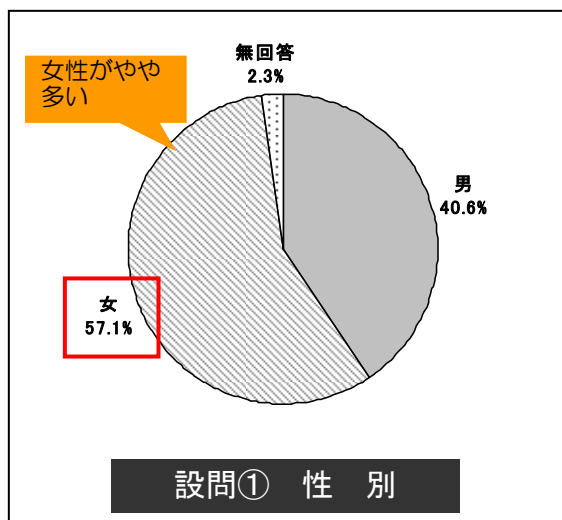
区民アンケートは 517 通（回収率：約 35%）の回答を得ることができ、統計的に有意な結果（有意：確率的に偶然とは考えにくく、意味があると考えられること）を得ることが出来ました。

<区民・事業者アンケートの実施概要>

項目		内容
実施概要	抽出方法	無作為抽出
	対象	区民 1,500 人（18～70 歳）、事業者 500 事業所
	回答期間	2012 年 5 月 15 日～2012 年 6 月 4 日
	回答方法	択一式（一部、自由記載）
	発送・回収方法	アンケート票を郵便により発送。アンケート回答後、同封の返信用封筒に入れて投函して頂く方式。
回収率 【確定】	区民	配 付 : 1,500 通 回 収 : 517 通 回 収 率 : 34.8% :
	事業者	配 付 : 500 通 回 収 : 188 通 回 収 率 : 38.1%

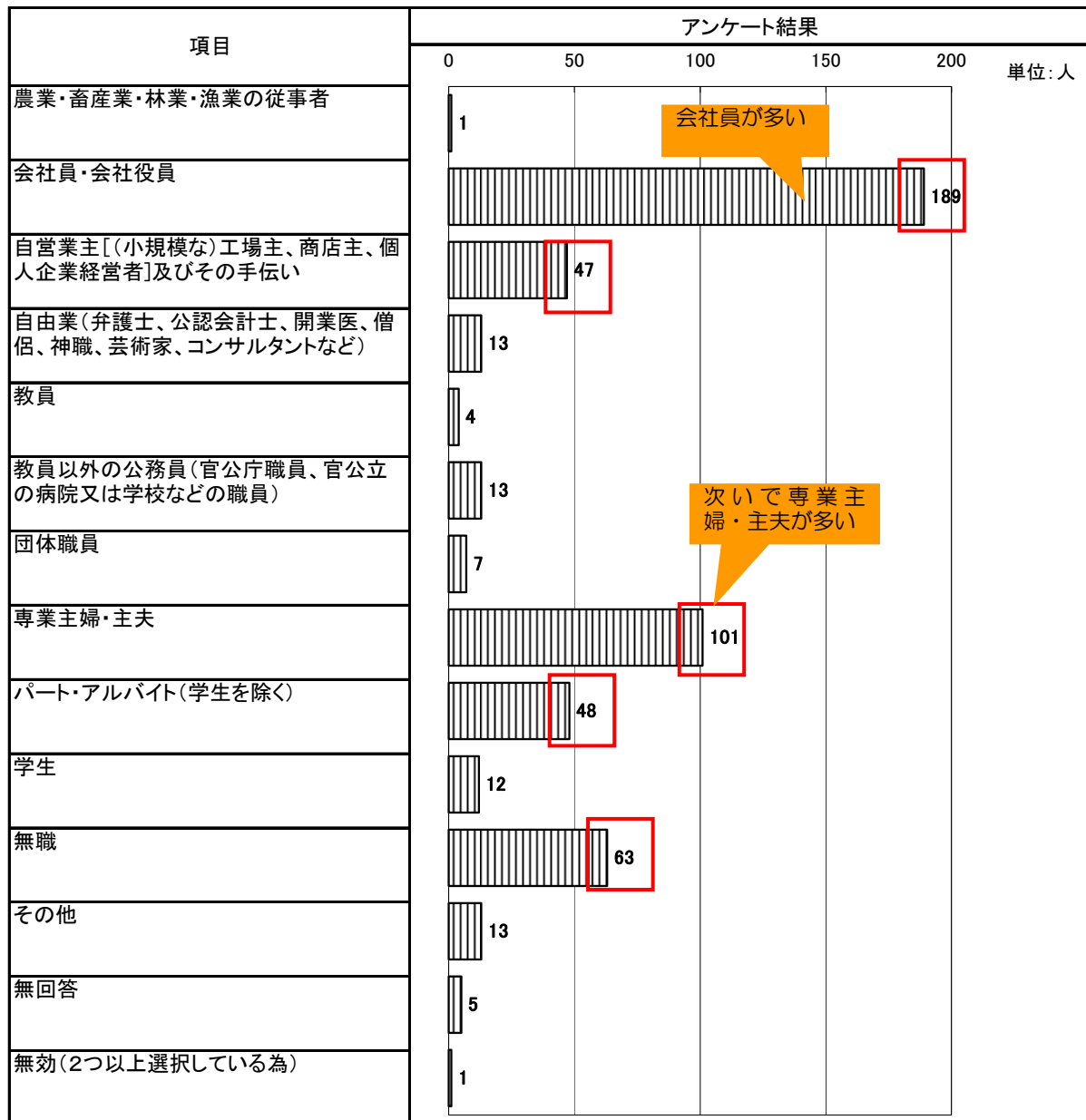
(2) 区民アンケート

① 回答者の属性



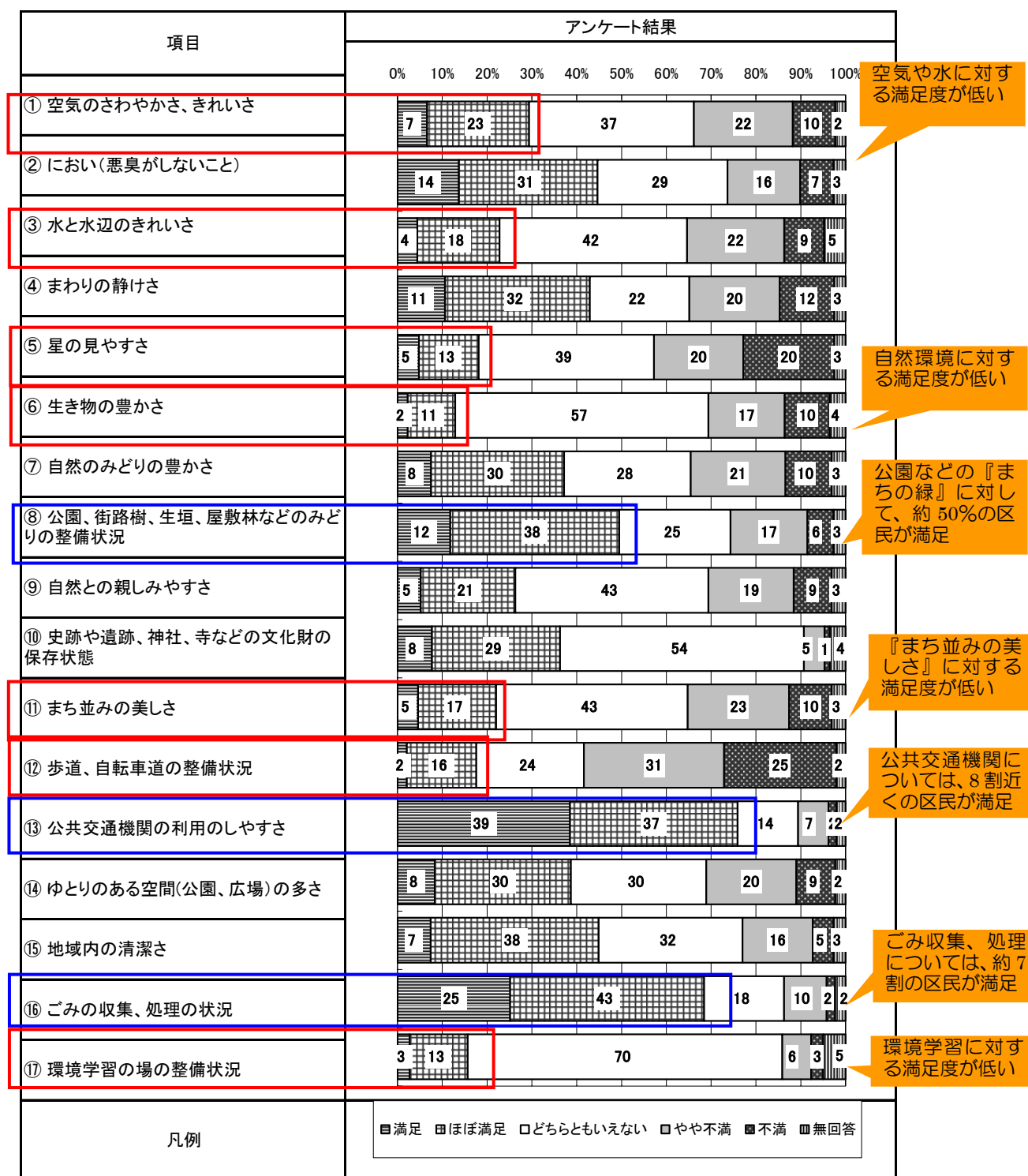
品川区に20年以上居住する人が半数以上

設問⑤ 職業



② 品川区の環境に対する「満足度」と「重要度」

設問⑦-1 品川区の環境に対する満足度

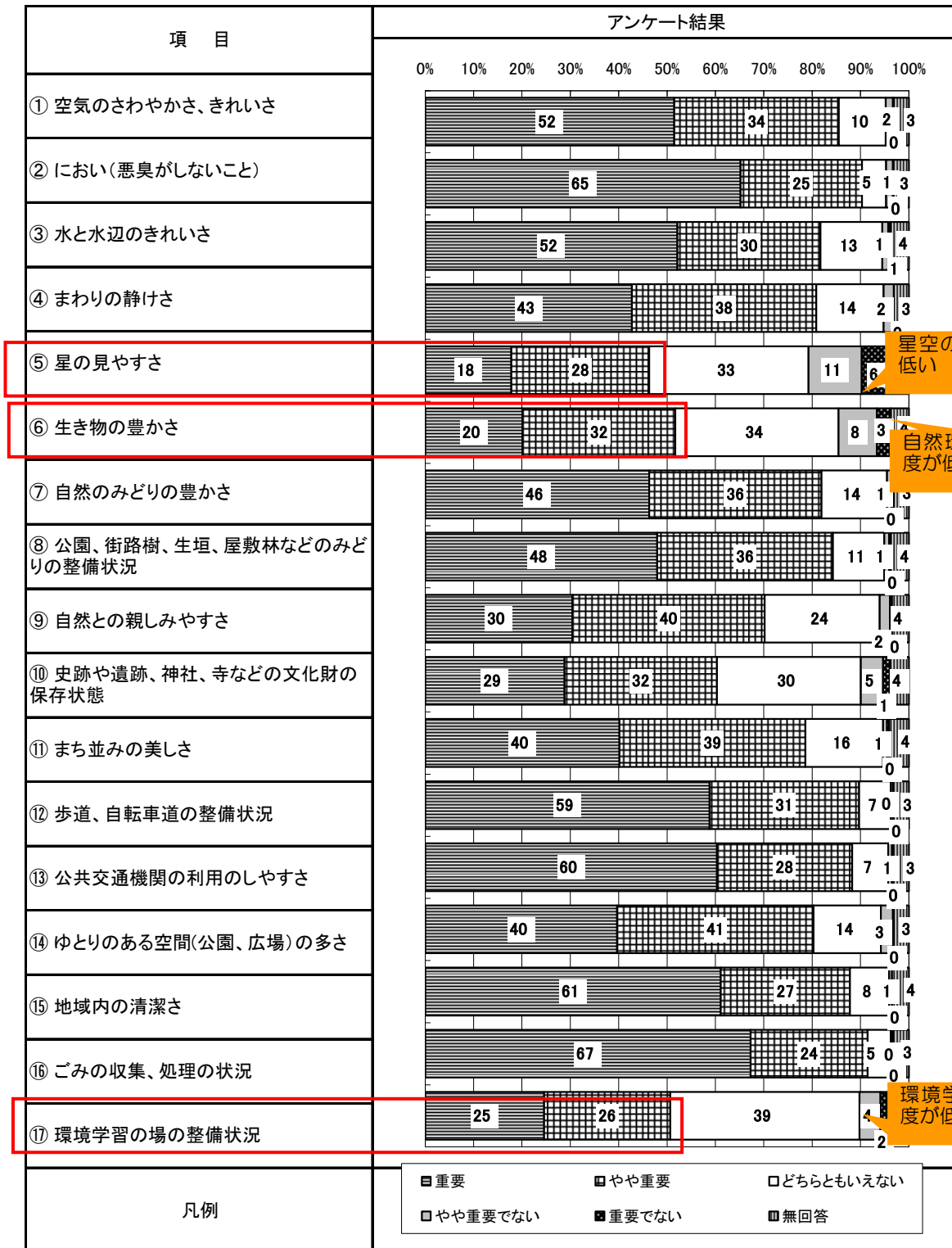


※ 図中表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

※ 図中の は、満足度50%以上(満足+ほぼ満足)の項目を示す。

※ 図中の は、満足度30%以下(満足+ほぼ満足)の項目を示す。

設問⑦-2 品川区の環境の重要度



星空の重要度が低い

自然環境の重要度が低い

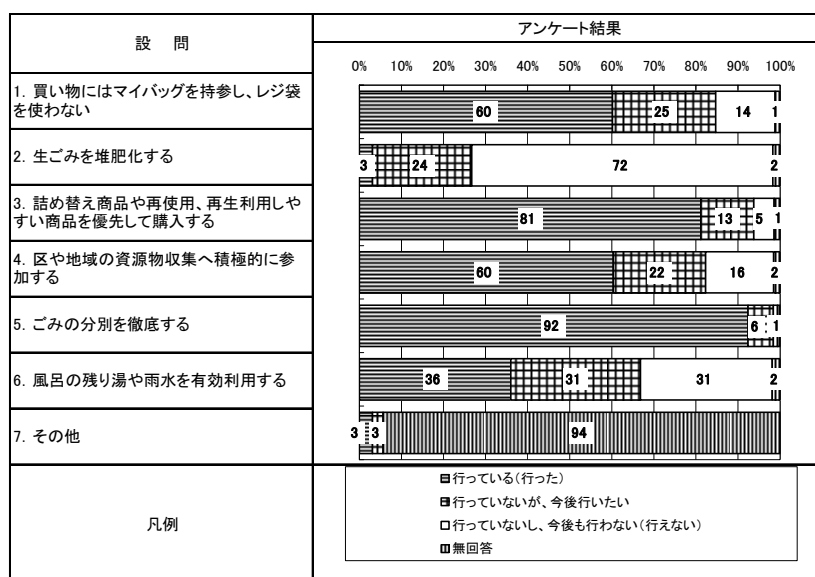
環境学習の重要度が低い

※ 図中表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

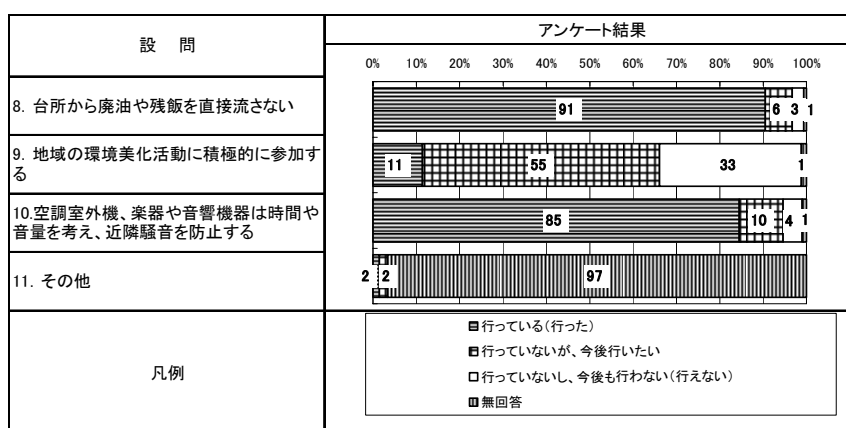
※ 図中の は、重要度60%以下(重要+やや重要)の項目を示す。

③ 区民の環境保全活動への取り組み状況

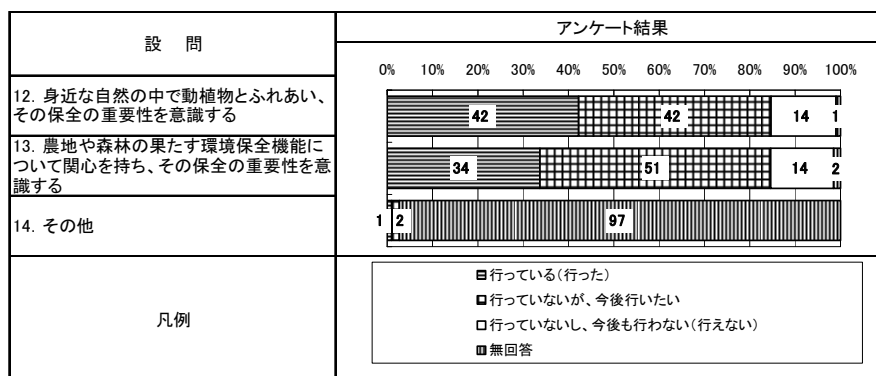
設問⑧-1 ごみの減量やリサイクル等に関する取り組み状況



設問⑧-2 生活環境の保全に関する取り組み状況

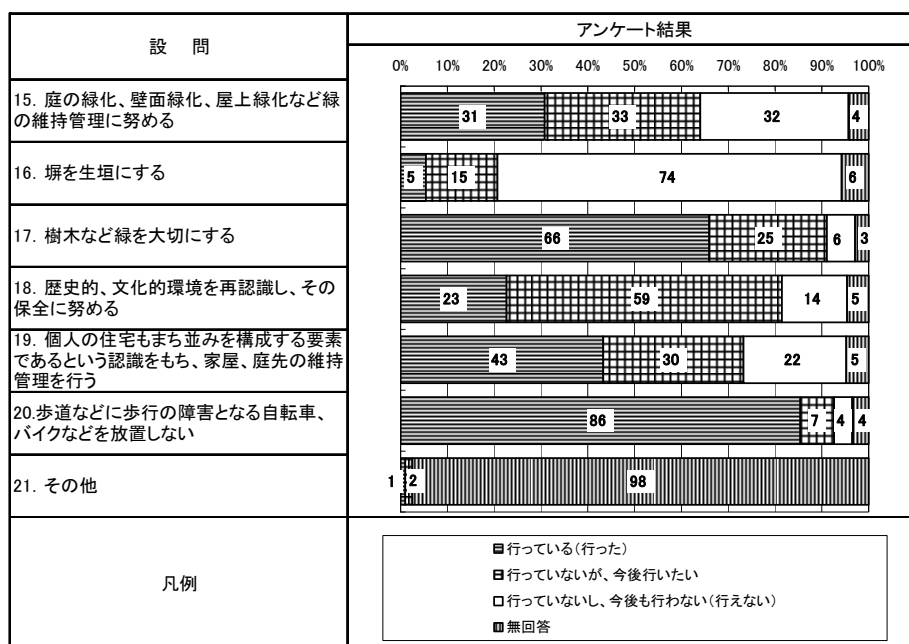


設問⑧-3 自然環境の保全に関する取り組み状況

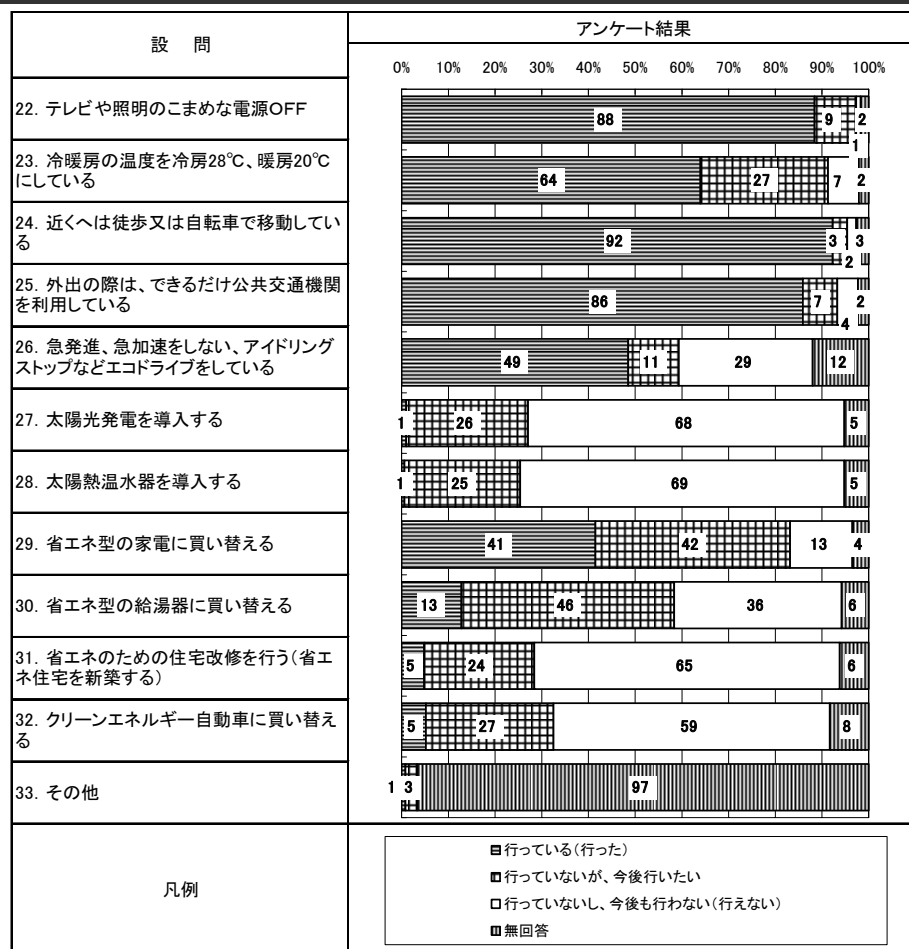


※ 図中表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

設問⑧-4 まちのみどりや快適な生活空間の保全に関する取り組み状況

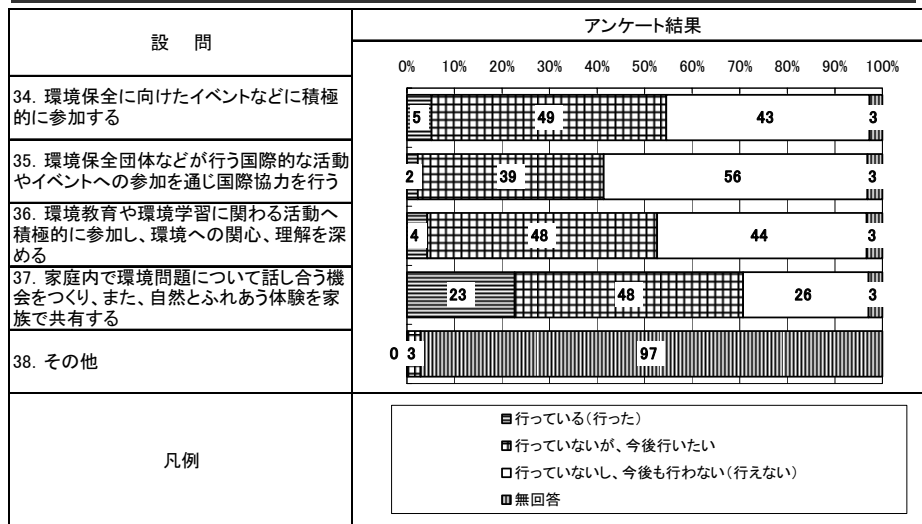


設問⑧-5 地球温暖化の防止に関する取り組み状況



※ 図中表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

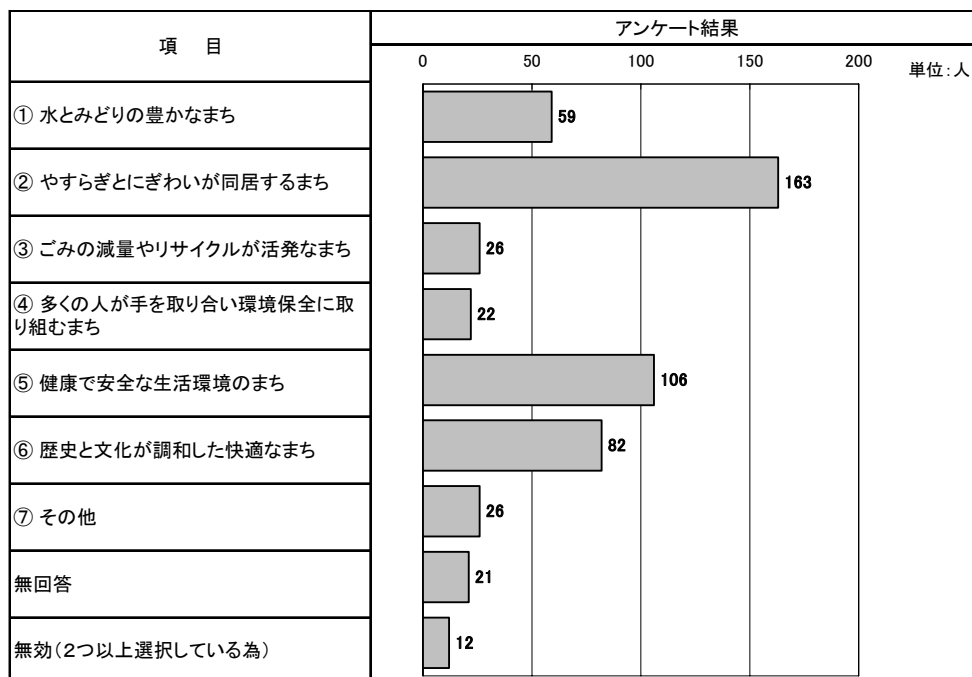
設問⑧-6 地域の環境活動や環境学習等への取り組み状況



※ 図中に表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

④ 区民が感じる品川らしさ

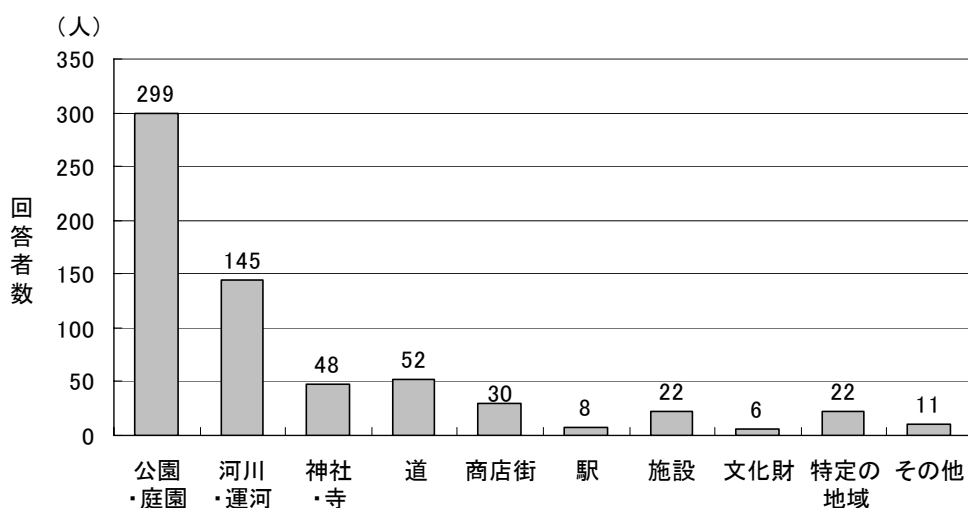
設問⑨ 区民が「品川らしい」と感じるフレーズ



⑤ 区民にとっての大切な環境

設問⑩ 未来に残したい「大切な環境」(回答者数上位 10 箇所)

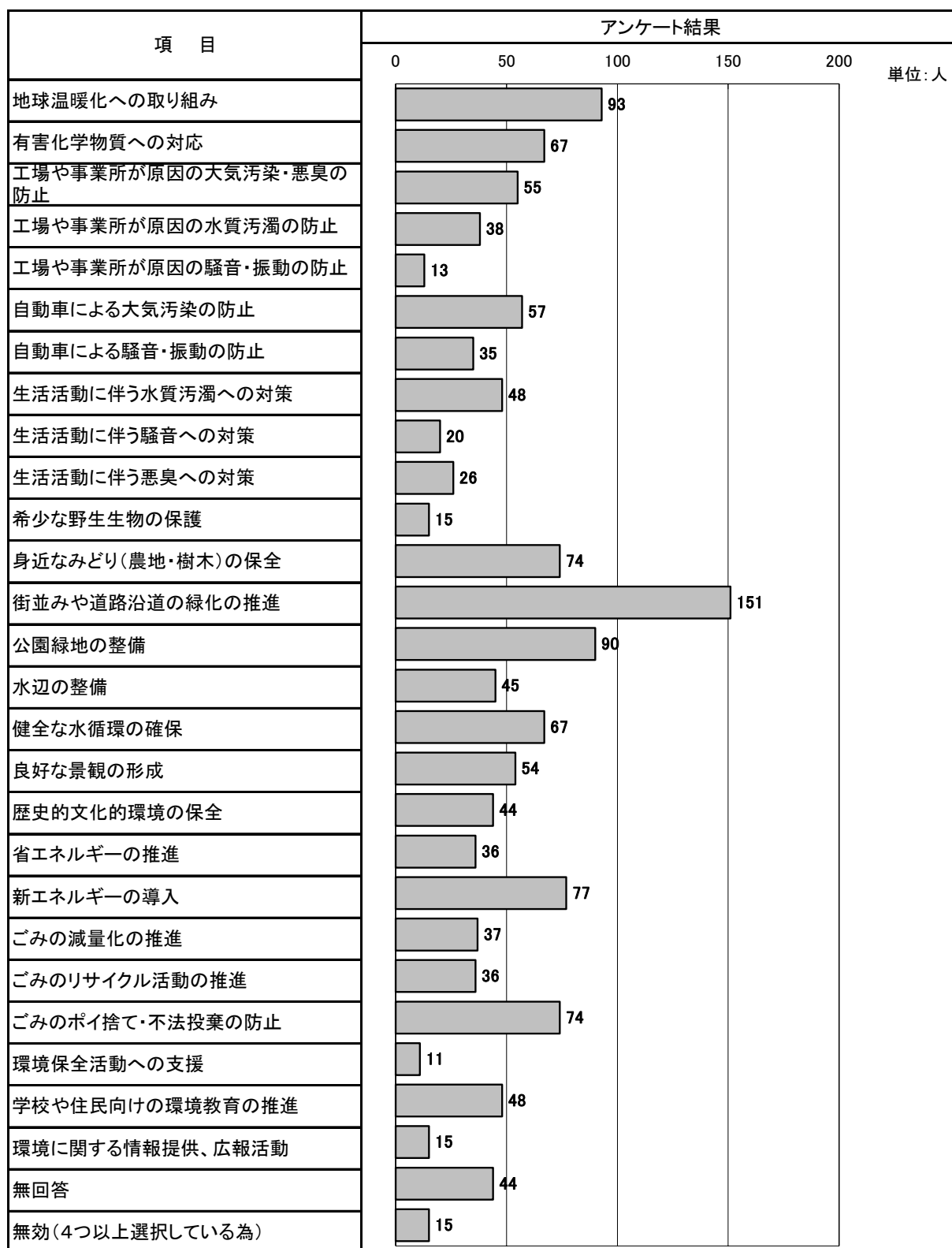
No	名称	主な理由	人
1	目黒川及びその沿道	・桜並木が美しい ・水辺の散歩が気持ちよい ・桜の季節は来訪者でにぎわう	96
2	林試の森公園	・緑が豊かで、森林を感じられる憩いの場 ・子供から大人まで楽しめる	75
3	戸越公園	・豊かな緑の中で、安らぎを感じられる ・歴史を感じられる庭園	65
4	旧東海道・品川宿	・歴史のある街道だから ・歴史を感じることの出来る街並み	37
5	しながわ区民公園	・緑が豊かで自然と触れ合える ・バーベキュー設備やスポーツ施設がある	36
6	大井ふ頭中央海浜公園	・スポーツができる ・水辺で野鳥観察など、自然に触れ合える ・釣りや散策を楽しめる	23
7	立会川及び沿道	・桜並木が美しい	20
8	池田山公園	・歴史を感じさせる日本庭園 ・水と緑が豊かにある	20
9	品川神社	・歴史があり、緑が豊か ・日頃から街の人たちの生活と密着した場所	18
10	戸越銀座商店街	・活気がある、昔ながらの商店街	13



設問⑩ 未来に残したい「大切な環境」(種類別回答者数)

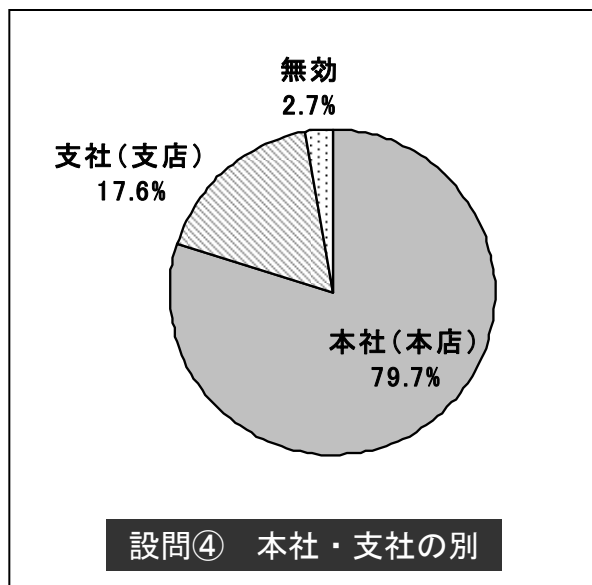
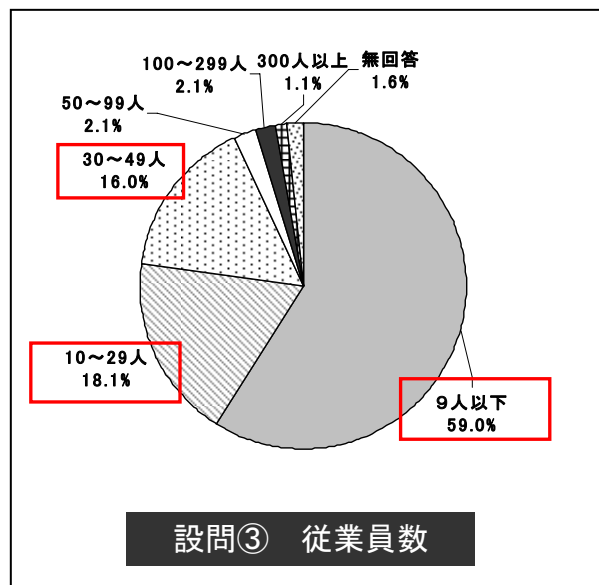
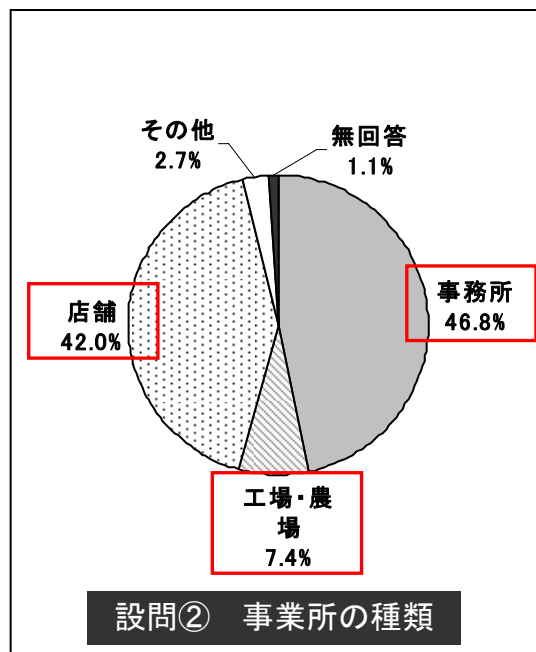
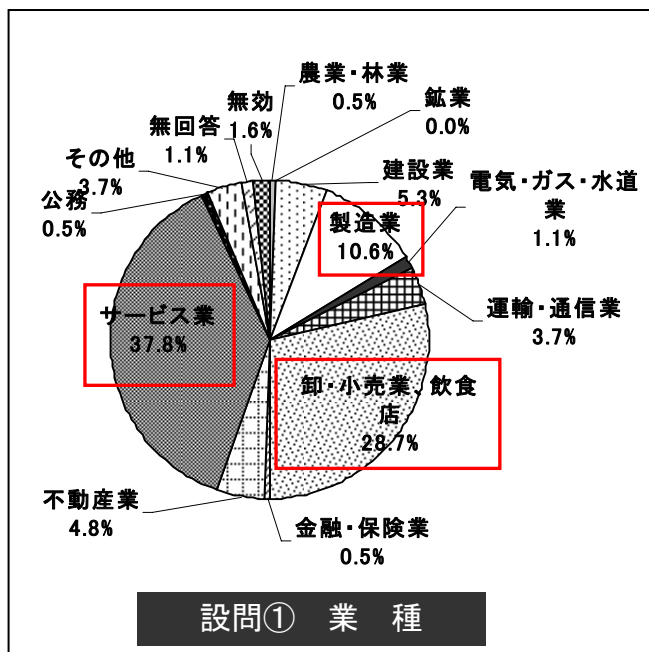
⑥ 区の環境行政に望む取り組み

設問⑪ 区が優先的に取り組むべき環境保全の取り組み



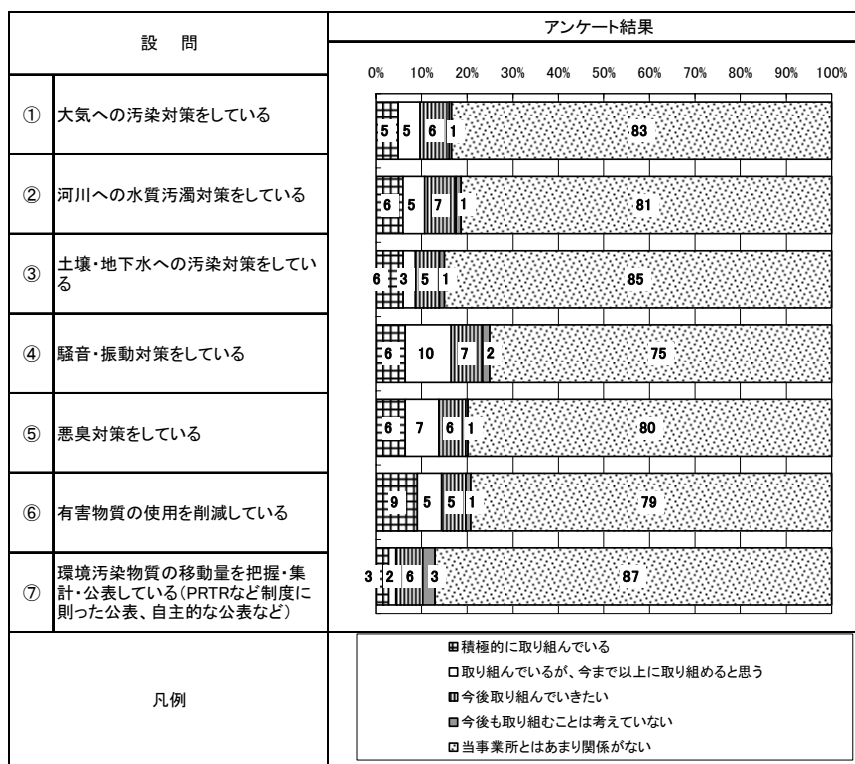
(2) 事業者アンケートの結果

① 回答者の属性

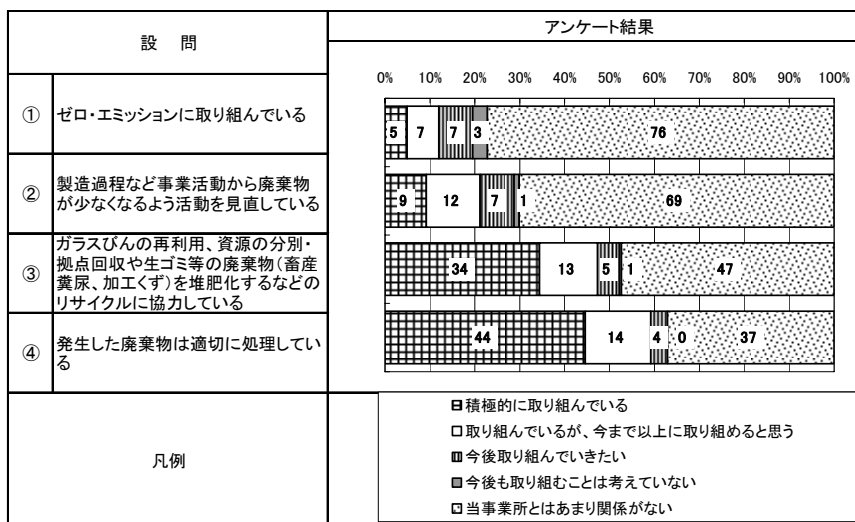


② 環境保全活動への取り組み状況

設問⑤ 環境保全対策の実施状況

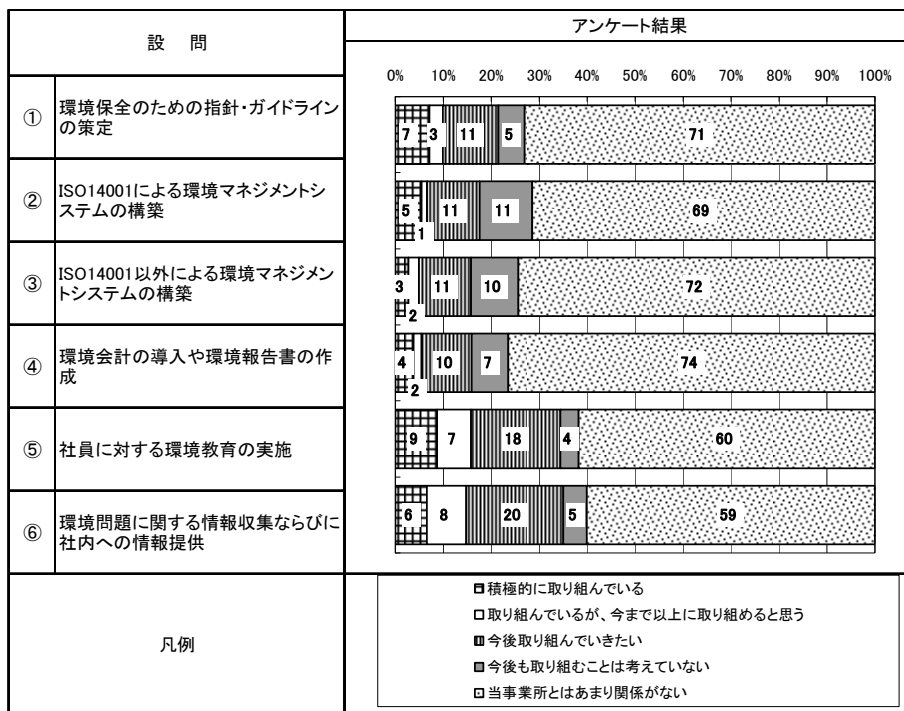


設問⑥ 廃棄物の減量・リサイクルへの取り組み状況

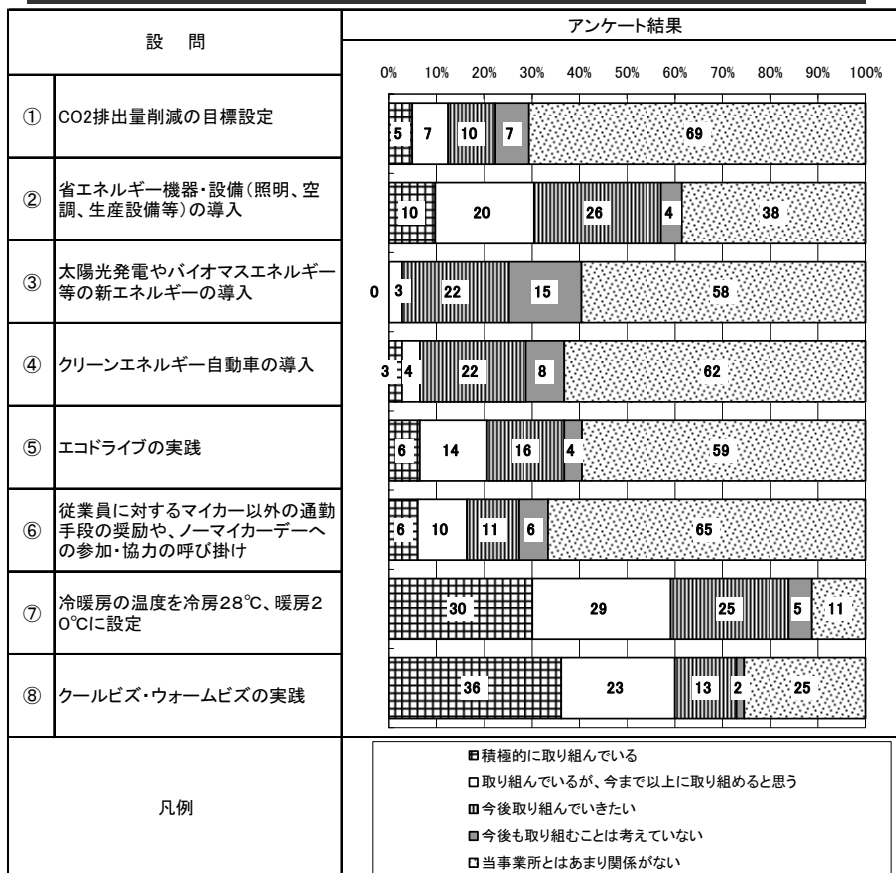


※ 図中表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

設問⑦（総括） 環境管理への取り組み状況

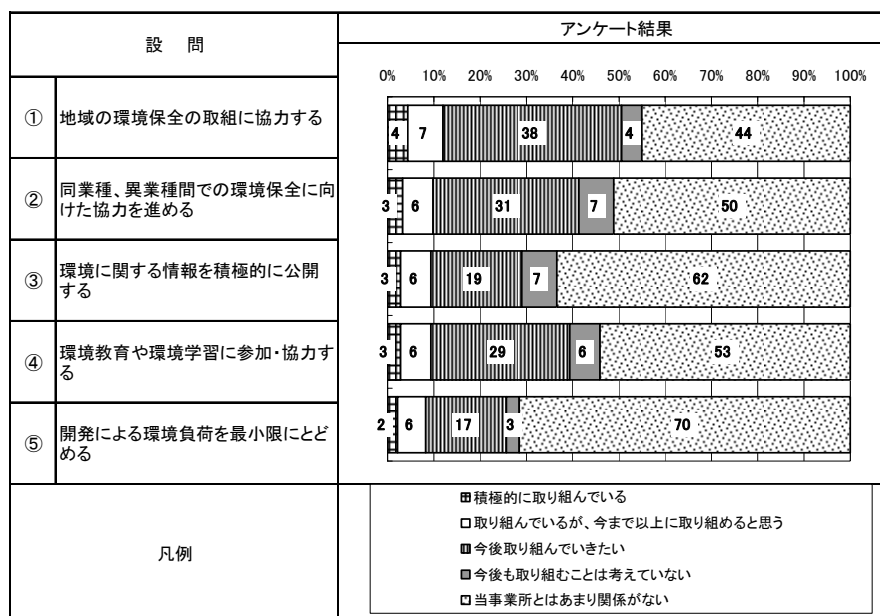


設問⑧ 地球温暖化防止への取り組み状況

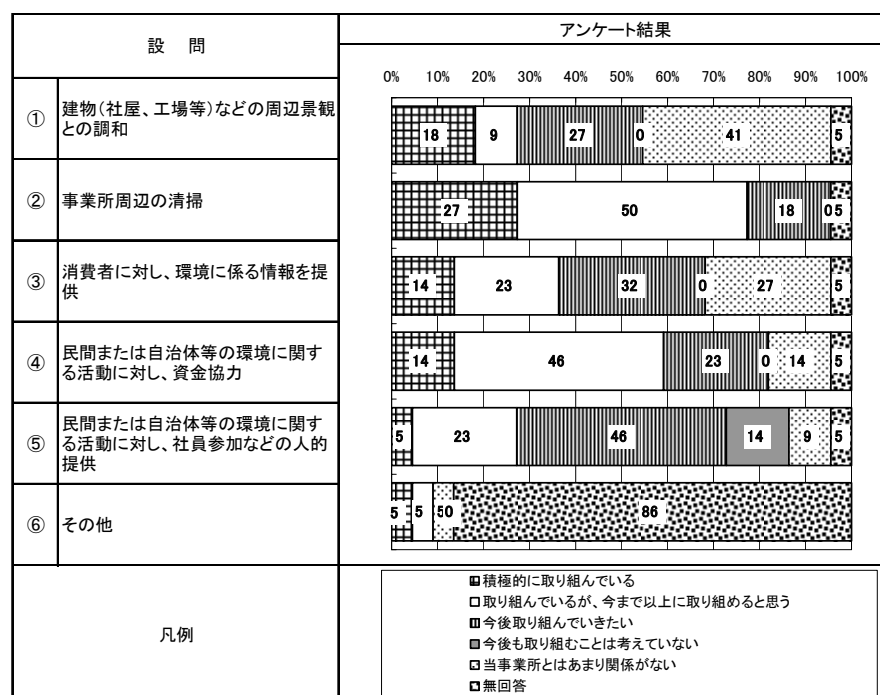


※ 図中表示した割合（％）は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

設問⑨-1 環境保全に関わる地域貢献や環境学習等への取り組み状況



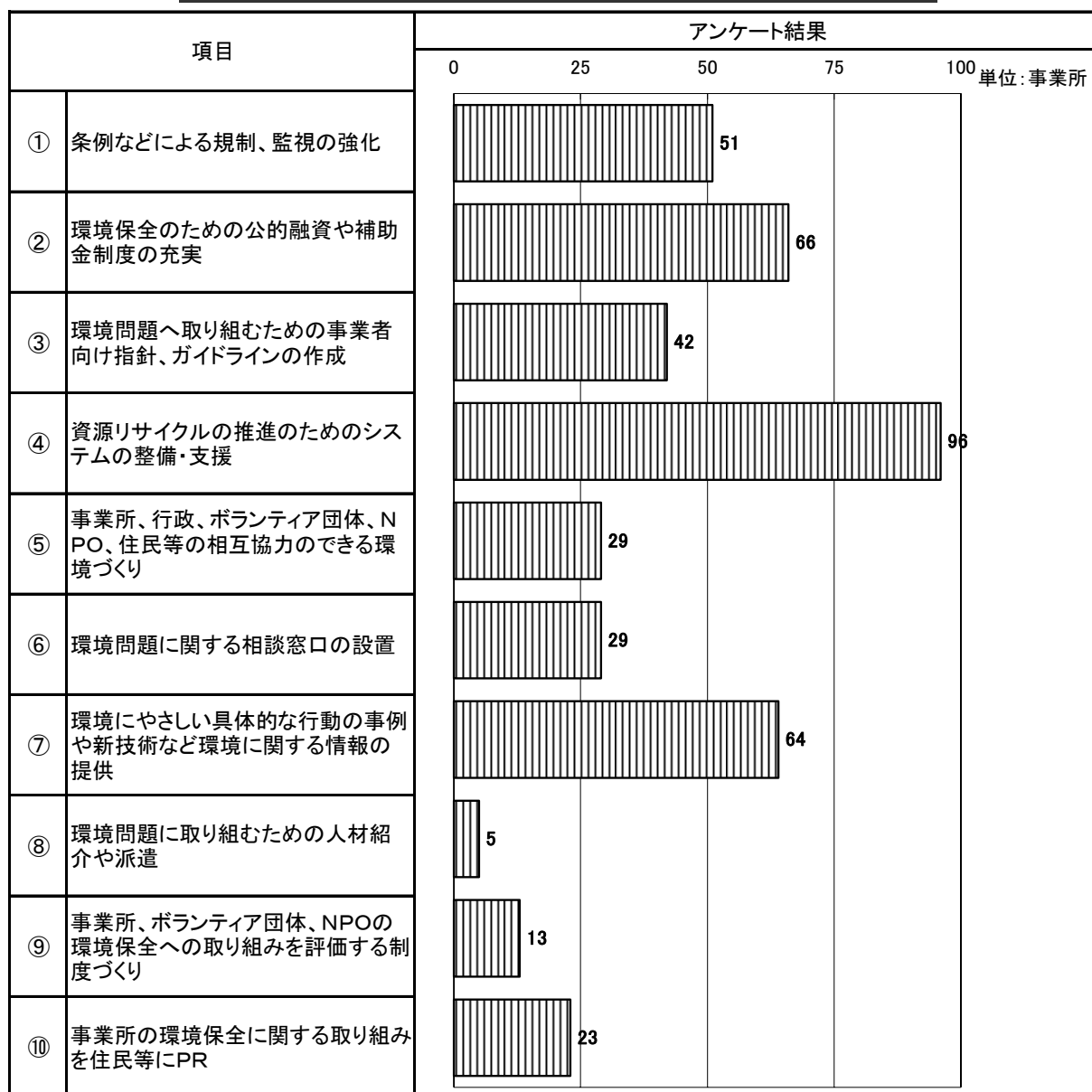
設問⑨-2 地域の環境保全活動の取り組み内容



※ 図中に表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

③ 区の環境行政に望む取り組み

設問⑩ 事業者が区に望む取り組み



※ 本設問は、3 つまでの複数回答としたものである。

品川区の環境に関する意識調査のお願い

平成24年5月

品川区都市環境事業部環境課
電話：03-5742-6749
受付時間：平日 午前9時～午後5時

2

(3) 保全活動の状況

設問 8 あなたが（または、あなたのご家庭で）且頃行っている、または、関心がある取組についてお尋ねします。項目ごとに最も近い答えを1つずつ選び、該当する番号に○をつけてください。

保全活動の種類		行っている (行った)	行っていないが、今後行いたい	行っていないし、今後行わない (行えない)
● 循環型社会の構築				
1. 買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋を使わない	1	2	3	
2. 生ごみを堆肥化する	1	2	3	
3. 詰め替え商品や再利用、再生利用しやすい商品を優先して購入する	1	2	3	
4. 区や地域の資源物収集へ積極的に参加する	1	2	3	
5. ごみの分別を徹底する	1	2	3	
6. 風呂の残り湯や雨水を有効利用する	1	2	3	
7. その他 ()	1	2		
● 良好で安全な生活環境の確保				
8. 台所から廃油や残飯を直接流さない	1	2	3	
9. 地域の環境美化活動に積極的に参加する	1	2	3	
10. 空調室外機、楽器や音響機器は時間や音量を考え、近隣騒音を防止する	1	2	3	
11. その他 ()	1	2		
● 質の高い自然環境の確保				
12. 身近な自然の中で動植物とふれあい、その保全の重要性を意識する	1	2	3	
13. 農地や森林の果たす環境保全機能について関心を持ち、その保全の重要性を意識する	1	2	3	
14. その他 ()	1	2		

5

保全活動の種類		行っている (行った)	行っていないが、今後行いたい	行っていないし、今後行わない (行えない)
● 快適な環境の創造				
15. 庭の緑化、壁面緑化、屋上緑化など緑の維持管理に努める	1	2	3	
16. 塀を生垣にする	1	2	3	
17. 樹木など緑を大切にする	1	2	3	
18. 歴史的、文化的環境を再認識し、その保全に努める	1	2	3	
19. 個人の住宅もまち並みを構成する要素であるという認識を持ち、家屋、庭先の維持管理を行う	1	2	3	
20. 歩道などに歩行の障害となる自転車、バイクなどを放置しない	1	2	3	
21. その他 ()	1	2		
● 地球温暖化の防止				
22. テレビや照明のこまめな電源OFF	1	2	3	
23. 冷蔵庫の温度を冷房28℃、暖房20℃にしている	1	2	3	
24. 近くへは徒歩又は自転車で移動している	1	2	3	
25. 外出の際は、できるだけ公共交通機関を利用している	1	2	3	
26. 急発進、急加速をしない、アイドリングストップなどエコドライブをしている	1	2	3	
27. 太陽光発電を導入する	1	2	3	
28. 太陽熱温水器を導入する	1	2	3	
29. 省エネ型の家電に買い替える	1	2	3	
30. 省エネ型の給湯器に買い替える	1	2	3	
31. 省エネのための住宅改修を行う（省エネ住宅を新築する）	1	2	3	
32. クリーニングエネルギー自動車に買い替える	1	2	3	
33. その他 ()	1	2		
● 環境の保全と創造のための仕組みづくり				
34. 環境保全に向けたイベントなどに積極的に参加する	1	2	3	
35. 環境保全団体などが行う国際的な活動やイベントへの参加を通じて国際協力を行う	1	2	3	
36. 環境教育や環境学習に関わる活動へ積極的に参加し、環境への関心、理解を深める	1	2	3	
37. 家庭内で環境問題について話し合う機会をつくり、また、自然とふれあう体験を家族で共有する	1	2	3	
38. その他 ()	1	2		

6

あなたが考える、「品川らしさ」についてお答え下さい。

第二次品川区郷土計画の策定に当たり、「品川らしい」計画の策定が重要と考えられています。

そこで、皆さまが最も「品川らしい」と感じられるフレーズを、①～⑥の中から1つ選択し、該当する番号に○をつけてください。また、①～⑥にあてはまらないものがない場合には、⑦にあなたがお考えになる品川らしさを記入して下さい。

項 目	回答欄
① 水とみどりの豊かなまち	1
② やすらぎとにぎわいが同居するまち	2
③ ごみの減量やリサイクルが活発なまち	3
④ 多くの人が手を取り合い環境保全に取り組むまち	4
⑤ 健康で安全な生活環境のまち	5
⑥ 歴史と文化が調和した快適なまち	6
⑦ その他 ()	7

設問10 あなたが考える、品川区の後世に残したい環境をお答えください。
 具体的その名称（場所）と残したい理由について、**3箇所**まで記入してください。

[illegible]

※名称や場所は、位置がわかるように（所在地など）出来るだけ詳細に記入してください。

○をつけてください。

設問 11 品川区が優先的に取り組む必要があるものを3つまで選び、該当する番号に

回答 欄	項目
1	地球温暖化への脱炭
2	有害化学物質への対応
3	工場や事業所が原因の大気汚染・悪臭の防止
4	工場や事業所が原因の水質汚濁の防止
5	工場や事業所が原因の騒音・振動の防止
6	自動車による大気汚染の防止
7	自動車による騒音・振動の防止
8	生活活動に伴う水質汚濁への対策
9	生活活動に伴う騒音への対策
10	生活活動に伴う悪臭への対策
11	希少な野生生物の保護
12	身近なとり（鹿、樹木）の保全
13	街並みや道路沿道の緑化の推進

項目	回答欄
公園緑地の整備	14
水辺の整備	15
健全な水循環の確保	16
良好な景観の形成	17
歴史的・文化的環境の保全	18
省エネルギーの推進	19
新エネルギーの導入	20
ごみの減量化の推進	21
ごみのリサイクル活動の推進	22
ごみのポイ捨て・不法投棄の防止	23
環境保全活動への支援	24
学校や住民向けの環境教育の推進	25
環境に関する情報提供、広報活動	26

設問 12 品川区の環境についてご意見・ご要望等がありましたら、自由に記入してください。

[illegible]

以上でアンケートは終わります。ご協力ありがとうございました。

(5) 事業者アンケート用紙

品川区の環境に関する意識調査のお願い

日頃、品川区政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。
現在、区では「品川区環境計画」(平成15年8月策定)に基づき環境の保全と創造に取り組んでおりますが、本計画が平成24年度で終了することを受け、このたび新たに「第二次品川区環境計画」を策定することとなりました。
本計画の策定にあたっては、事業者のみなさまの環境に対するご意見を伺い、この計画に反映させたいと考えております。
大変お手数ですが、このアンケートの目的、趣旨をご理解の上、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

平成24年5月
品川区 都市環境事業部 環境課

【このアンケートについて】

◆このアンケートは、区内に所在している事業者の方から無作為に500事業所を選ばせていただき、ご協力をお願いしています。
◆回答は、この資料の次頁から始まる回答欄に直接ご記入ください。(あてはまる番号に○をつけるか、回答欄にご記入ください。)
◆アンケートにお答えいただいた内容については、本計画の策定以外の目的に使用することはありません。また、結果は統計的に処理いたしますので、ご回答いただいた方にご迷惑をお掛けすることはありません。
◆ご回答いただいたアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れて**6月4日(月)まで**にご投函ください。なお、返信用封筒に切手は不要です。

【お問い合わせ先】

品川区都市環境事業部環境課
電話：03-5742-6749
受付時間：平日 午前9時～午後5時

1 (事業所)

2

(1) 貴事業所について

設問1 貴事業所の業種についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

項目	回答欄	項目	回答欄
農業・林業	1	運輸・通信業	6
鉱業	2	卸・小売業、飲食店	7
建設業	3	金融・保険業	8
製造業	4	不動産業	9
電気・ガス・水道業	5	サービス業	10

設問2 貴事業所 (このアンケートが届いた所) の種類についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

項目	回答欄
事務所	1
工場・農場	2
店舗	3
その他 ()	4

設問3 貴事業所 (このアンケートが届いた所) の従業員数 (パート・アルバイト等を含む) についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

従業員数	5人以下	6~9人	10~49人	50~99人	100~299人	300人以上
回答欄	1	2	3	4	5	6

設問4 貴事業所 (このアンケートが届いた所) は本社 (本店) ですか? それとも支社 (支店) ですか? 該当する番号に○をつけてください。

本社・支社の別	本社 (本店)	支社 (支店)
回答欄	1	2

※以下、このアンケートが届いた事業所または事業所の取組等をお尋ねください。

1

2

121

資料

(2) 保全活動の状況

設問5 貴事業所における**環境保全対策の取組状況**について、項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけてください。業務上必要のない項目、または、不可能な項目については、「当事業所とはあまり関係がない」の欄に○をつけてください。

No.	項目	回答欄				
		積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、今までは以上に取り組んでいないと思う	今後取り組むことはいらない	今後も取り組む必要はない	当事業所とはあまり関係がない
①	大気への汚染対策をしている	1	2	3	4	5
②	河川への水質汚濁対策をしている	1	2	3	4	5
③	土壌・地下水への汚染対策をしている	1	2	3	4	5
④	騒音・振動対策をしている	1	2	3	4	5
⑤	野鳥対策をしている	1	2	3	4	5
⑥	有害物質の使用を削減している	1	2	3	4	5
⑦	有害物質の移動量を把握・統計・公表している（PRTSなど制度に則った公表、自主的な公表など）	1	2	3	4	5

上記以外で取り組んでいる環境保全対策があれば、ご記入ください。

設問6 貴事業所から発生する**廃棄物の減量・リサイクルに対する取組**について、お尋ねします。
項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけてください。
業務上必要のない項目、または、不可能な項目については、「当事業所とはあまり関係がない」の欄に○をつけてください。

No.	項目	回答欄				
		積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、今までは以上に取り組んでいないと思う	今後取り組むことはいらない	今後取り組みたい	当事業所とはあまり関係がない
①	ゼロ・エミッション**1に取り組んでいる	1	2	3	4	5
②	製造過程など事業活動から廃棄物が少なくなるよう活動を見直している	1	2	3	4	5
③	ガラスびんの再利用、資源の分別・拠点回収や生ゴミ等の廃棄物（産業廃棄、加工くず）を堆肥化するなどのリサイクルに協力している	1	2	3	4	5
④	発生した廃棄物は適切に処理している	1	2	3	4	5

*1 ゼロ・エミッション：製造工程等から排出される廃棄物を別の産業の生産原料として利用するなどして、全体での「廃棄物ゼロ」を目指す生産システムのこと。

上記以外で取り組んでいる廃棄物の減量・リサイクルの取組があれば、ご記入ください。

設問7 貴事業所の**環境管理の取組状況**について、項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけてください。業務上必要のない項目、または、不可能な項目については、「当事業所とはあまり関係がない」の欄に○をつけてください。

No.	項目	回答欄				
		積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、今までは以上に取り組んでいないと思う	今後取り組むことはいらない	当事業所とはあまり関係がない	当事業所とは必ずり関係がある
①	環境保全のための指針・ガイドラインの策定	1	2	3	4	5
②	ISO14001による環境マネジメントシステム**2の構築	1	2	3	4	5
③	ISO14001以外による環境マネジメントシステム**2の構築	1	2	3	4	5
④	環境会計**3の導入や環境報告書**4の作成	1	2	3	4	5
⑤	社員に対する環境教育の実施	1	2	3	4	5
⑥	環境問題に関する情報収集ならびに社内への情報提供	1	2	3	4	5

*2 環境マネジメントシステム：組織や事業者が、自主的に環境保全に関する取組を進めるための事業所内の体制や手続き等の仕組みのこと。代表的なものに、ISO14001、エコアクション21、エコステージなどがある。

*3 環境会計：事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果とを算出し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組み。

*4 環境報告書：企業などの事業者が、経営責任者のメッセージ、環境保全に関する方針・目標、計画、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、法制制遵守、環境保全技術開発等）、環境負荷の低減に向けた取組の状況（CO₂排出量の削減、廃棄物の排出削減）等について取りまとめた、名称や報告を発信する媒体を問わず、定期的に公表するもの。

環境管理について、上記以外で取り組んでいるものがあれば、ご記入ください。

設問8 貴事業所の地球温暖化対策への取組状況について、項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけてください。業務上必要のない項目、または、不可能な項目については、「当事業所とはあまり関係がない」の欄に○をつけてください。

No.	項目	積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、今更に取り組みたいと思う	今後取り組みたい	今後取り組みたいとは思わない	当事業所とはあまり関係がない
①	CO ₂ 排出量削減の目標設定	1	2	3	4	5
②	省エネルギー機器・設備（照明、空調、生活設備等）の導入	1	2	3	4	5
③	太陽光発電やバイオマスエネルギー等の新エネルギーの導入	1	2	3	4	5
④	クリーンエネルギー自動車*5の導入	1	2	3	4	5
⑤	エコドライブの実践	1	2	3	4	5
⑥	従業員に対するマイカー以外の通勤手段の奨励や、ノーマイカーデーへの参加・協力の呼び掛け	1	2	3	4	5
⑦	冷暖房の温度を冷房28℃、暖房20℃に設定	1	2	3	4	5
⑧	クールビズ・ウォームビズ*6の実践	1	2	3	4	5

*5 クリーンエネルギー自動車：石油代替エネルギーを利用したり、ガソリンの消費量を削減したりすることで排気ガスを全く排出しない、又は排出しても量が少ない車のこと。
電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車、メタン自動車、水素自動車、燃料電池車がある。

*6 クールビズ・ウォームビズ：クールビズとは、たとえばノーネクタイなど、軽装等のビジネススタイルのこと。ウォームビズとは、暖房に頼り過ぎず、暖かく働きたいビジネススタイルのこと。

地球温暖化対策について、上記以外で取り組んでいるものがあれば、ご記入ください。

5

設問9 貴事業所の環境の保全と創達のための仕組みづくりに関する取組について、お尋ねします。

(1) 項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけてください。
業務上必要のない項目、または、不可能な項目については、「当事業所とはあまり関係がない」の欄に○をつけてください。

No.	項目	積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、今更に取り組むたいと思う	今後取り組みたい	今後取り組みたいとは思わない	当事業所とはあまり関係がない
①	地域の環境保全の取組に協力する	1	2	3	4	5
②	同業種、異業種間での環境保全に向けた協力を進める	1	2	3	4	5
③	環境に関する情報を積極的に公開する	1	2	3	4	5
④	環境教育や環境学習に参加・協力する	1	2	3	4	5
⑤	冊子による環境許可を最小限にとどめる	1	2	3	4	5

(2) (1)の「① 地域の環境保全の取組に協力する」で「積極的に取り組んでいる」、「取り組んでいるが、今更に取り組むたいと思う」と回答した方にお尋ねします。
取組の具体的な内容について、各項目の該当する番号に○をつけてください。
業務上必要のない項目、または、不可能な項目については、「当事業所とはあまり関係がない」の欄に○をつけてください。

No.	項目	積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、今更に取り組むたいと思う	今後取り組みたい	今後取り組みたいとは思わない	当事業所とはあまり関係がない
①	建物（社屋、工場等）などの周辺景観との調和	1	2	3	4	5
②	事業所周辺の清掃	1	2	3	4	5
③	消費者に対し、環境に係る情報を提供	1	2	3	4	5
④	民間または自治体等の環境に関する活動に対し、資金協力	1	2	3	4	5
⑤	民間または自治体等の環境に関する活動に対し、社員参加などの人的提供	1	2	3	4	5
⑥	その他（ ）	1	2	3	4	5

6

設問10 貴事業所が品川区に望む環境保全に関する施策について、該当する番号に3つまで○をつけてください。

No	項目	回答欄
①	条例などによる規制、監視の強化	1
②	環境保全のための公的融資や補助金制度の充実	2
③	環境問題へ取り組みのための事業者向け指針、ガイドラインの作成	3
④	資源リサイクルの推進のためのシステムの整備・支援	4
⑤	事業所、行政、ボランティア団体、NPO、住民等の相互協力のできる環境づくり	5
⑥	環境問題に関する相談窓口の設置	6
⑦	環境にやさしい具体的な行動の事例や新技術など環境に関する情報の提供	7
⑧	環境問題に取り組むための人材紹介や派遣	8
⑨	事業所、ボランティア団体、NPOの環境保全への取組を評価する制度づくり	9
⑩	事業所の環境保全に関する取組を住民等にPR	10

そのほか品川区に望む環境保全に関する施策がありましたら、ご記入ください。

以上でアンケートは終わりです。
ご協力ありがとうございました。

資料5 用語解説

■ ア行

ウォームビズ	地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の 20 度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのことです。	p27
雨水浸透施設	雨水を地下に浸透しやすくする施設のこと。浸透ます、浸透管（浸透トレンチ）などがあります。雨水を地中に浸透させることで大雨による浸水被害の軽減や下水道管の負担軽減に役立てることができます。	p47
エコアクション 21 (EA21)	環境省が創設した環境マネジメントシステムの規格のひとつです。ISO14001 の規格を基本としていますが、中小事業者でも取り入れやすいようにするため、システムの構築が ISO14001 より容易なものとなっています。	p36
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素（CO ₂ ）や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係するさまざまな機関がドライバーに呼び掛けています。 主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の順守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。	p28
屋上緑化	建築物等の屋上などに植物を植えて緑化することを屋上緑化といいます。 緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減等の効果があります。	p49
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいいます。 地球温暖化対策の推進に関する法律では、温室効果ガスを二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC 類）、パーフルオロカーボン類（PFC 類）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の 6 種類と定めています。	p10

■ カ行

カーシェアリング	複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用することです。個人で所有するマイカーに対して、自動車の新しい所有・使用形態を提唱したシステムです。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされています。自動車への依存が生んだ環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解消、公共交通の活性化などが期待されています。	p38
化石燃料	石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限の燃料資源をいいます。化石燃料は、輸送や貯蔵が容易であることや大量のエネルギーが取り出せることなどから使用量が急増していますが、燃焼にともなって発生する硫酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっています。	p11
風の道	郊外から都市内に吹き込む風の通り道を作り、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができるよう、道路や建物の配置などを計画する考え方です。	p38

カーボンオフセット	省エネ活動を実行した上でもなお発生してしまう二酸化炭素(CO ₂)を、自然エネルギー事業や植林、森林保護の推進などによる二酸化炭素(CO ₂)排出量の削減・吸収量を用いて、打ち消したり、削減しようとするものです。	p35
環境基準	環境基本法により国が定めているもので、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされている基準のことです。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音の4つについて基準が定められています。	p18
環境教育	国際的規範として評価されている、ベオグラード憲章では、環境教育の目標に関心、知識、態度、技術、評価、参加の6項目にまとめています。環境教育は一部の学校教育や社会教育にとどまるものではなく、生涯にわたってあらゆる主体に対して行われ、またその結果は、頭の中の知識に終わることなく何らかの環境を守る行動に移されることが求められています。	p5
環境マネジメントシステム	企業・組織が自主的・継続的に環境への負荷を低減させることを目的とし、環境保全の方針や目標を定め、これを実行し、その結果を点検して方針等を見直すという、一連の管理の仕組みのことをいいます。 ISO14001は、平成8年9月に国際標準化機構(ISO)によって制定された環境マネジメントに関する国際規格のことで、環境マネジメントシステムの構築と運用を求める国際規格のことです。	p27
協働	区民、町会、自治会、NPO・ボランティア、学校、企業、区などの様々な主体がお互いの立場や特性を尊重しあいながら、連携、協力して継続的にまちづくりを進めていくことです。	p1
京都議定書	1997年12月京都で開催され、COP3で採択された気候変動枠組条約の議定書です。先進締約国に対し、2008～12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、52%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けています。	p10
クリーンエネルギー自動車	石油代替エネルギーを利用したり、ガソリンの消費量を削減したりすることで排気ガスを全く排出しない、または排出しても量が少ない車をクリーンエネルギー自動車といいます。 具体的には、電気自動車や天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車などが挙げられます。	p25
グリーン電力証書	自然エネルギーや再生可能エネルギーにより発電された電気の環境付加価値に対し、取引するための形をつけたものが「グリーン電力証書」であり、証書を保有する企業・団体は、記載されている発電電力量相当分の環境改善を行い、自然エネルギーの普及に貢献しています。	p60
景観法	日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律であり、日本初の景観に関する総合的な法律として平成16年に制定されました。 以下の内容が定められています。 (1) 良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務。 (2) 景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制。 (3) 景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマークの保全。 (4) 景観重要公共施設の景観計画に即した整備。 (5) 景観地区の指定等都市計画との調整。 (6) 景観協定、景観整備機構等の仕組み。	p21
コージェネレーション	燃料を用いた発電と同時に、排熱を利用した空調や給湯を行うシステムを指します。	p67
光化学オキシダント(Ox)	大気中の窒素酸化物や炭素水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン等の酸化性物質の総称です。光化学オキシダントによる大気汚染は光化学スモッグといわれ、目がチカチカするといった人体的影響のほか、植物の葉の組織を破壊するなどの影響が指摘されています。	p18
国産間伐材	植林された森林を健全に育成するために伐採した国産の間伐材のことです。	p40

固定価格買取制度	Feed-in Tariffs (FIT、固定価格買取制度) とは、エネルギーの買い取り価格（タリフ）を法律で定める方式の助成制度です。主に再生可能エネルギーの普及拡大と価格低減の目的で用いられます。	p40
----------	--	-----

■サ行

再生可能エネルギー	自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー（自然エネルギー）のことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり二酸化炭素（CO ₂ ）を排出しないため、クリーンなエネルギーです。 具体的には、平成 21 年（2009 年）7 月に成立した「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（エネルギー供給構造高度化法）において、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、及びバイオマスが再生可能エネルギー源として規定されています。	p11
しながわ版家庭 ISO	学校を通じてチャレンジシートを配布し、家庭で 4 週間省エネ作戦に取り組むものです。	P36
省エネルギー機器	快適な生活を維持するためのエネルギーを消費する機器で、機能や効用を保持しながらエネルギー消費が減少するものを省エネルギー機器といいます。	p27
スマートコミュニティ	太陽光や風力など再生可能エネルギーの最大限活用に加え、エネルギーの消費を最小限に抑えていく社会を作るために有効なまちづくりの手段を言います。 具体的には、家庭やビル、交通システムを IT ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムをいいます。	p38
スマートメーター	通信機能を備えた電力メーターで、電力会社と需要者の間をつないで電力使用量などのデータをやり取りしたり、需要先の家電製品などと接続してそれを制御したりすることができるものを言います。 地域全体としての電力利用の最適化による省エネや、再生可能エネルギーの安定利用など、電力使用による環境負荷の低減を図るためには欠かせないものです。	p37
生物多様性	生物多様性については、さまざまな解釈がありますが、生物多様性基本法では「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義されています。 私たちは、生存していく上で生態系からさまざまな恩恵を受けています。従いまして、それを保全するだけでなく、その恩恵を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図る必要があります。	p1

■タ行

太陽光発電	自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式のことです。光を電気信号に変換する光電素子を利用し、太陽光が当たったとき発生する電力をエネルギー源として使用できるようにしたものです。 現在実用化されている技術では、照射された太陽エネルギーの約 15% を利用することができるものもあります。太陽光発電は、太陽エネルギーを電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットがあります。	p25
-------	---	-----

窒素酸化物(NO _x)	物が燃える際に空気中の窒素が酸素と結合して窒素酸化物が発生します。発電所や工場のボイラー、自動車のエンジンなどの高温燃焼の際に一酸化窒素(NO)が発生し、これが酸化されて安定な二酸化窒素(NO ₂)となります。通常、この一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて、窒素酸化物(NO _x)と呼びます。窒素酸化物は呼吸器系など、人の健康に悪影響を与えます。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成します。	p11
低公害車	従来の自動車に比べ大気汚染物質の排出量等が低いなど、環境への負荷が少ない自動車の総称です。主に、ガソリンや軽油に代わる燃料をエネルギーとする自動車のことで、電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド車等があります。また、平成12年度の排出ガス規制値を75%低減している超低排出ガス車等も含まれます。	p36

■ナ行

燃料電池	水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のことです。この反応により生じる物質は水(水蒸気)だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されています。現在では、自動車、家庭用など各企業が開発を進めています。	p39
------	---	-----

■ハ行

ばい煙	一般的には、燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」という意味合いですが、大気汚染防止法(1968)では、「硫黄酸化物」、「ばいじん」、「有害物質」と定義しています。 ばい煙は、同法による規制対象物質で、対策として排出基準(一般排出基準、特別排出基準、都道府県の上乗せ基準)、総量規制基準、燃料使用基準が設けられており、それらを排出する施設が指定され、規制されています。また、「有害物質」については、燃焼のみに限らず広く有害物質を発生する工程を含む施設が規制されています。	p18
ハイブリッド自動車	エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車です。	p20
バリアフリー	障害者や高齢者が利用・生活する上で、妨げとなる段差や仕切りをなくす等の配慮をすることで、歩道の段差の解消やスロープ等の整備等があります。	p56
浮遊粒子状物質(SPM)	大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつです。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径10μm以下のものと定義されています。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがあり、また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子があります。呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。	p18

■マ行

モニタリング	監視・追跡のために行う観測や調査のことで、継続監視ともいいます。	p53
--------	----------------------------------	-----

■ ヤ行

有害化学物質	日本の大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されています。古くから問題となり規制の対象とされてきた、窒素酸化物（NO_x）や硫黄酸化物（SO_x）などの大気汚染物質とは区別して用いられます。 ①金属及び半金属(カドミウム、水銀など) ②吸入され得る鉱物繊維(アスベスト、グラスファイバーなど) ③無機物の気体(フッ素、塩素など) ④非ハロゲン化有機化合物(ベンゼン、多環芳香族など) ⑤ハロゲン化有機化合物(塩化ビニル、ダイオキシン類など)に大別されます。	p53
要請限度	自動車騒音・振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音・振動の防止のため舗装、維持または修繕の措置や都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請することができますが、その際の基準をいいます。	p78

■ ラ行

涼のみち	路面などの温度上昇の対策として区が行う保水性舗装・遮熱性舗装整備事業のことです。	p38
緑被率	みどりの総量を把握する方法のひとつで、航空写真等によって上空から見たときのみどりに覆われている面積の割合のことです。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のみどり、住宅、工場などの民有地のみどり等が含まれます。	p78
リサイクル	不用となった物をごみとせず、原料として新しいものに生まれ変わらせて再生利用することにより、繰り返し活用・循環させることです。	p5
リデュース	不要なものは買わない食べ残しはしないなど、ごみの発生を抑制することです。	p12
リユース	使わなくなったものをそのままの形で活かして繰り返し使用することで、再使用ともいいます。フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用し、繰り返し使用することや、洗剤などのボトルを捨てずに繰り返し使用することもリユースになります。	p12

■ アルファベット／数字

BEMS	ビルエネルギー管理システム（Building Energy Management System）の略で、ビルの照明や空調設備などのエネルギー消費の効率化を図るシステムのことで、建物内に配した各種センサーにより温度や湿度などを感知し、室内環境に合わせて機器や設備の運転を最適に制御・管理するものです。	p37
BOD （生物化学的酸素要求量）	生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略で、河川の水質汚濁の指標として用いられます。水を汚している有機物を微生物（好気性バクテリア）が酸化分解するときに必要とする酸素量で、有機物の量を表した値です。また、微生物の代わりに化学物質の酸化剤を用いて測定するCOD（Chemical Oxygen Demand）も、水質汚濁の指標として使用されることがあります。	p18
CEMS	地域内のエネルギー管理システム（Cluster/Community Energy Management System）の略で、電力供給と地域内での電力需要の管理を行うために、個別の建物等に導入した HEMS や BEMS を含めた地域全体のエネルギーを管理するシステムです。	p37
COD （化学的酸素要求量）	化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略で、過マンガン酸カリウムなどの酸化性物質が、水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するために必要な酸素の量。海域や湖沼の汚濁度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど汚れていることになります。	p18
HEMS	住宅用エネルギー管理システム（Home Energy Management System）を意味し、住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して、省エネルギーをトータルで実現するための次世代システムのことで、	p37
ISO14001	ISO とは、世界の規格を統一する機関のことで、国際標準化機構（International Organization for Standardization）という国際機関の略称です。ISO14001 は ISO が定めた環境マネジメント（管理）に関する国際規格のことで、企業において、自らの事業活動を環境配慮について計画から実施、結果の点検・評価、計画の見直しまでを系統的に管理するシステムです。	p27
3R （スリーアール）	「リデュース（Reduce：ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse：再使用）」、「リサイクル（Recycle：再資源化）」の頭文字を取ったもので、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指します。	p12